

～放射性物質を含む汚泥の基準について～ ～セメント編～

◇放射能を含む汚泥のリサイクルについて

セメントに再利用される汚泥の放射性物質基準値は**200Bq/kg**となっています。

脱水汚泥のおよそ80%がセメントや地盤改良材に再利用されています。セメントの原料となる場合は、「土壌と混練されて2倍以上に希釈される」ことを考慮し、セメントとして袋詰めし一般に販売される際の放射性物質基準値100Bq/kgの2倍まで許容されるとしています。

この放射性物質の基準値に関しても、クリアランスレベル以下であるが考慮されています。

詳しくは下記の資料をご覧ください。

参照：「放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方」（別紙）
経済産業省 原子力災害対策本部 平成23年6月16日（一部抜粋）

2. 脱水汚泥等を利用した副次産物の利用について

(1) 脱水汚泥等を再利用して生産する物については、受け入れる脱水汚泥等の放射能濃度を一定の濃度以下にすることや、他の原材料と混合・希釈すること等を考慮し、事業者等により市場に流通する前にクリアランスレベル以下になることが合理的に確保される物は、利用して差し支えない。核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第六十一条の二第四項に規定する製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則（平成17年経済産業省令第112号）に規定する金属くず、コンクリートの破片等についてのクリアランスレベルの放射能濃度は、セシウム-134：0.1Bq/g、セシウム-137：0.1Bq/g等であり、放射能濃度の値をそれぞれの放射性核種に応じたクリアランスレベルの放射能濃度の値で除して得られるそれぞれの割合の和が1を超えないこととされている。

(2) 例えば、セメントを生コンクリートや地盤改良材として利用する場合には、生コンクリートや土壌と混練する段階まで管理されていることから、少なくともセメントが2倍以上に希釈されることを考慮し、セメントの段階ではクリアランスレベルの2倍の濃度まで許容されることとなる。ただし、セメントとして袋詰めで一般に販売される場合には、販売店に引き渡される前に、セメントの段階でクリアランスレベル以下とすることが必要である。

(3) 再利用に関する評価が定められていない園芸用土等の製品については、当面、製品の出荷を自粛することが適切である。今後、当該製品の利用形態に応じ、関係府省において安全性を評価した上で、出荷を再開する。

参照：経済産業省 HP

<http://www.meti.go.jp/press/2011/06/20110616006/20110616006-2.pdf>

2012年5月23日 放射能測定グループ 貝塚 幸子